

# 第1期下田市こども計画（案）に係る意見募集について

## 【計画策定の理由・目的】

市町村こども計画は、こども基本法第10条に基づき、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項等を一元化したこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して策定するよう努めることとされている計画で、こども施策に関し、地域におけるこどもの状況に応じた計画を住民にわかりやすく一体的に策定するものです。

## 【計画の役割・性格】

第1期下田市こども計画は、地域におけるこども・若者及び子育て当事者の福祉に関し、各分野が共通して取り組むべき事項を記載する共通基盤計画として位置づけられる。こども施策を策定・実施・評価するにあたり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させ、実効性のある計画とします。

## 【パブリック・コメントの実施方法】

### 1 募集期間

令和8年1月6日（火）～令和8年2月4日（水）

### 2 公表内容

第1期下田市こども計画（案）

### 3 対象者

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に通勤又は通学している方
- (3) 市内に事業所又は事務所を有する方
- (4) 計画の策定に関して利害関係を有する方

### 4 素案の入手方法

- (1) 市ウェブサイトによる閲覧・ダウンロード
- (2) 窓口での配布・閲覧

市役所東本郷庁舎 総務課情報公開コーナー

市役所東本郷庁舎 福祉事務所

### 5 意見の提出方法

意見書様式（別紙）に必要事項を記入し、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で下田市福祉事務所社会福祉係宛に提出する。

#### (1) 郵送の場合

〒415-8501 下田市東本郷一丁目5番18号

#### (2) FAXの場合

0558-22-3910

#### (3) 電子メールの場合

fukushi@city.shimoda.lg.jp

### 6 意見の公表

提出された意見は、意見の概要と意見に対する考え方を後日市ウェブサイト及び総務課情報公開コーナーで公表する。